

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目次

- ◇条 例 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例
鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
保険薬剤師の登録
- ◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
争議行為の実施
森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令
松くい虫の特別防除の実施
都市公園の区域の変更
- ◇人委規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇内水面漁場管理委告示 昭和五十六年度内水面共同漁業権者に係る増殖目標量

条 例

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

| 区 分 | 占 用 料 | |
|-----------------------|------------------|------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 建 物 | 占用面積一平方メートルにつき一年 | 一八二円 |
| 電柱又は電柱の支線若しくは支柱 | 一本につき一年 | 五五〇円 |
| 街灯(電柱であるものを除く。) | 一本につき一年 | 一九〇円 |
| 送電塔 | 占用面積一平方メートルにつき一年 | 四〇〇円 |
| 水 管、下 水道管、 設置を伴うもの | 外径が〇・四メートル未満のもの | 八一円 |

附則
この条例は、公布の日から施行する。

| | | | | | | |
|---------------|----------------|---------|---------------------|------------------------|--------------|------|
| 工作物の設置を伴わないもの | その他の工作物 | 看板又は広告板 | 類 の外径が一メートル以上のもの | ガス管その他 | 長さ一メートルにつき一年 | 二〇〇円 |
| | | | | 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの | | 四〇〇円 |
| 一月 | 占用面積一平方メートルにつき | 一年 | 表示面積一平方メートルにつき | | | 一八二円 |
| 一月 | 占用面積一平方メートルにつき | | | | | 一六円 |

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二中「三七七円」を「五九七円」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二四号中「五百円」を「九百円」に改め、同表第二五号中「五百円」を「八百円」に改め、同表第二六号中「千五百円」を「二千円」に、「八千五百円」を「一万一千円」に改め、同表第二七号中「五百円」を「八百円」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------|-----------|------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 長谷川 千鳥 | 鳥薬第四四七号 | 昭和五十六年四月六日 |

鳥取県告示第四百四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
|---------|----------------|--------------|
| 小山齒科医院 | 米子市車尾八六八 | 昭和五十六年三月二十六日 |
| タムラ 医院 | 鳥取市瓦町一六一 | 昭和五十六年四月一日 |
| 庄内出張診療所 | 西伯郡名和町大字押平二二四一 | " |
| 岸本齒科医院 | 鳥取市正蓮寺二二二一七 | 昭和五十六年四月七日 |

鳥取県告示第四百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|---------|--------------------|----------|--------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理年月日 |
| 小山歯科医院 | 米子市車尾八六八 | 全 国 | 昭和五十六年三月二十六日 |
| タムラ 医院 | 鳥取市瓦町一六一 | " | 昭和五十六年四月一日 |
| 庄内出張診療所 | 西伯郡名和町大字押平二二四 一 | " | " |
| 岸本歯科医院 | 鳥取市正蓮寺一二二一七 | " | 昭和五十六年四月七日 |

鳥取県告示第四百四十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、小谷医院労働組合執行委員長田中彰から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- 1 賃金引上げの要求に関する件
 - 2 職員配置の適正化の要求に関する件
 - 3 調理専任職員の雇用及び給食業務の明確化の要求に関する件
- 二 日時

昭和五十六年五月六日午前八時からこの事件の解決するときまで

三 場所

小谷医院に勤務する組合員の所属する職場（西伯郡名和町御来屋二四

三番地の一）

四 形態

ストライキを含む全体的又は部分的な争議行為

鳥取県告示第四百四十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

- (一) (1) 倉吉森林計画区の倉吉市一六林班（A小班からC小班まで、I小班を除く。）、一七林班（K小班を除く。）、一四六林班、一四七林班（I小班を除く。）、一四八林班、一四九林班（A小班、B小班、L小班を除く。）、一五〇林班（A小班、H小班を除く。）、一五一林班（D小班を除く。）、一六〇林班（F小班、

- G小班を除く。)、一六一林班(A小班、B小班を除く。)、一六二林班、一六四林班、一六五林班(A小班からD小班までに限る。)、一六六林班(A小班を除く。))の区域内に存する松林の区域
- (2) 倉吉森林計画区の北条町二林班(K小班からN小班までに限る。)、三林班(B小班、D小班に限る。)、四林班(A小班、I小班、J小班、L小班、M小班を除く。)、五林班(E小班に限る。)、六林班(D小班に限る。)、七林班(E小班を除く。)、九林班(C小班に限る。)、一一林班(F小班、G小班、I小班に限る。)、一二林班(C小班からG小班までに限る。)、一三林班の区域内に存する松林の区域
- (3) 倉吉森林計画区の東伯町六六林班(A小班からD小班までを除く。)、六八林班、六九林班(G小班を除く。)、七一林班、七三林班(I小班からO小班までを除く。))の区域内に存する松林の区域
- (4) 米子森林計画区の岸本町二七林班(H小班、K小班からN小班までに限る。)、二八林班、二九林班、三〇林班(D小班からF小班までに限る。))の区域内に存する松林の区域
- (5) 米子森林計画区の会見町二林班(K小班からM小班までに限る。)、三林班(A小班、D小班、K小班、L小班を除く。)、四林班(A小班を除く。)、五林班(A小班からD小班まで、L小班を除く。)、六林班(A小班、T小班を除く。)、八林班、九林班、一二林班(A小班、B小班、D小班に限る。)、一三林班(C小班を除く。)、一四林班、一五林班、一八林班、二四林

- 班、二五林班(B小班を除く。)、二六林班、二七林班、二八林班(D小班、E小班を除く。)、二九林班(A小班、B小班に限る。)、三一一林班(D小班に限る。)、三二林班(A小班を除く。)、三三林班、三四林班(A小班を除く。)、三五林班(A小班、E小班を除く。)、三六林班(B小班、D小班、I小班を除く。)、三七林班(C小班、D小班、H小班からJ小班までに限る。))の区域内に存する松林の区域
- (二)(1) 鳥取森林計画区の鳥取市二林班(A小班、D小班に限る。)、一六六林班(E小班に限る。)、二〇七林班(E小班、F小班に限る。)、二〇八林班(A小班に限る。))の区域内に存する松林の区域
- (2) 鳥取森林計画区の気高町一林班(A小班に限る。)、一五林班(A小班に限る。)、一八林班(C小班、D小班に限る。))の区域内に存する松林の区域
- (3) 倉吉森林計画区の泊村五林班(B小班に限る。)、一一林班(A小班に限る。)、一三林班(A小班、B小班に限る。))の区域内に存する松林の区域
- (4) 倉吉森林計画区の羽合町二林班(D小班に限る。)、三林班(A小班、B小班を除く。)、四林班(A小班に限る。))の区域内に存する松林の区域
- (5) 倉吉森林計画区の大栄町一林班(K小班に限る。)、二林班(A小班に限る。)、二四林班(O小班、P小班に限る。)、二六林班(A小班に限る。)、二七林班(M小班に限る。))の区域内に存する松林の区域

(6) 倉吉森林計画区の北条町一林班(B小班、G小班、I小班、K

小班からM小班までに限る。)、二林班(F小班を除く。)、三林班、四林班(C小班、I小班、J小班、M小班に限る。)、五林班(H小班を除く。)、の区域内に存する松林の区域

(7) 倉吉森林計画区の赤碓町三林班(M小班、N小班に限る。)、

四林班(E小班、F小班に限る。)、の区域内に存する松林の区域

(8) 米子森林計画区の中山町一林班(A小班からF小班までに限る。)

() の区域内に存する松林の区域

2 期間

昭和五十六年六月一日から同年七月十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一 の1の(一)に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1の(二)に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
2 三に掲げる措置を行った者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百四十五号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

1 鳥取森林計画区の岩美町二五林班(B小班を除く。)、二六林班(E小班、F小班を除く。)、四八林班(C小班に限る。)、八一林班(C小班、E小班を除く。)、八二林班、一〇五林班(A小班を除く。)、一〇六林班、一〇七林班(H小班を除く。)、一〇八林班(A小班、B小班を除く。)、一一〇林班(D小班、E小班、G小班に限る。)、一一一林班(D小班、E小班を除く。)、一一四林班、一一一林班、一二二林班(D小班を除く。)、一二三林班(A小班からD小班までに限る。)、一二四林班、一二五林班(A小班からD小班までに限る。)、一二六林班(C小班、D小班を除く。)、一二七林班、一二九林班、一四三林班(F小班、G小班に限る。)、一五九林班(A小班を除く。)、一六〇林班の区域内に存する松林の区域

2 鳥取森林計画区の鳥取市八八林班(D小班、E小班に限る。)、八九林班(H小班からN小班までに限る。)、九〇林班、九一林班(H小班、I小班を除く。)、九二林班(C小班、D小班に限る。)、九四林班(B小班を除く。)、九五林班(B小班、D小班、F小班に限る。)

る。)、九六林班(B小班からD小班までを除く。)、九七林班、一四林班(A小班、B小班を除く。)、一一五林班(A小班からE小班までに限る。)、一一六林班(A小班からG小班までに限る。)、一一七林班(A小班、F小班からH小班まで、K小班を除く。)、一一八林班(G小班に限る。)、一六〇林班(F小班からI林班まで、L小班に限る。)、一六四班(E小班、F小班に限る。)、一六五林班(A小班からC小班までを除く。)、一六七林班(A小班からC小班に限る。)、の区域内に存する松林の区域

3 鳥取森林計画区の青谷町三林班(A小班、D小班、G小班を除く。

)、五林班(F小班、H小班からJ小班までに限る。)、六林班(E小班を除く。)、三八林班、三九林班(G小班、H小班、J小班を除く。)、四〇林班(G小班、H小班を除く。)、四一林班(D小班からF小班までに限る。)、四二林班(E小班、F小班に限る。)、四三林班(B小班からD小班までに限る。)、四八林班(E小班からJ小班までに限る。)、四九林班(H小班、I小班に限る。)、八七林班、八八林班(A小班、B小班を除く。)、八九林班(D小班を除く。)、九一林班(C小班を除く。)、九二林班、九四林班(C小班を除く。)、の区域内に存する松林の区域

4 倉吉森林計画区の倉吉市一林班(E小班を除く。)、二林班(D小班を除く。)、三林班、四林班(A小班に限る。)、五林班、六林班、七林班、九林班、一〇林班、一一林班、一二林班、一三林班、一四林班(C小班に限る。)、一五林班の区域内に存する松林の区域

5 倉吉森林計画区の大栄町一林班(K小班に限る。)、二林班(A小班に限る。)、三林班(C小班、D小班を除く。)、一二林班(I小班

からK小班までに限る。)、一六林班(J小班、K小班を除く。)、一七林班(J小班に限る。)、一八林班、一九林班(A小班を除く。)、二〇林班、二一林班、二二林班、二三林班(C小班に限る。)、二四林班(P小班に限る。)、の区域内に存する松林の区域

6 倉吉森林計画区の東伯町五林班(C小班、O小班からW小班までを除く。)、の区域内に存する松林の区域

7 米子森林計画区の大山町一〇林班(E小班に限る。)、三〇林班(B小班、D小班に限る。)、三一林班(C小班、D小班に限る。)、三三林班、三四林班、三五林班(C小班を除く。)、三六林班、四五林班(A小班を除く。)、四六林班(F小班を除く。)、四七林班(G小班に限る。)、四八林班、四九林班、五一林班、五二林班、五三林班、五四林班、五五林班(A小班を除く。)、五六林班、五七林班(A小班を除く。)、の区域内に存する松林の区域

8 米子森林計画区の淀江町一林班(G小班を除く。)、二林班(M小班からO小班までを除く。)、三林班、四林班、五林班、六林班、一〇林班、一一林班、一二林班、一三林班(A小班を除く。)、一四林班、一五林班(I小班からL小班までを除く。)、一六林班、一七林班、一八林班、一九林班(A小班、H小班を除く。)、二〇林班(E小班を除く。)、二一林班(E小班、K小班を除く。)、二二林班(A小班からF小班まで、O小班に限る。)、大字西原字大転場一四五五の四から一四五五の八まで、一四五五の二七、一四五五の二八、一四五五の三四、一四五五の五三、一四五五の五五、一四五五の五八、一四五五の六一から一四五五の六五まで、一四五五の六七、一四五五の六八、一四五五の七〇、一四五五の七一、一四五五の七五、一四五

五の七七、一四五五の八三から一四五五の八五まで、大字西原字新林一三八四の二、大字西原鍛冶屋林一四〇三の一、一四〇三の二の区域内に存する松林の区域

9 米子森林計画区の岸本町二林班(D小班からF小班までに限る。)、三林班(A小班、I小班からO小班までを除く。)、四林班(I小班を除く。)、一〇林班(D小班からG小班までに限る。)、一一林班(A小班、B小班、D小班、K小班を除く。)、一二林班(C小班を除く。)、一三林班(A小班からF小班までに限る。)、一四林班(F小班、I小班、J小班を除く。)、一五林班(A小班からC小班まで、M小班、N小班を除く。)、一六林班(R小班からU小班までに限る。の区域内に存する松林の区域

10 米子森林計画区の米子市一林班、三〇林班(E小班からG小班までに限る。)、三一林班(E小班からG小班までに限る。)、三二林班(F小班からK小班までに限る。)、三三林班、三四林班、三五林班、三六林班(M小班、N小班を除く。)、三七林班(E小班を除く。の区域内に存する松林の区域

11 米子森林計画区の日吉津村一林班(B小班、C小班に限る。の区域内に存する松林の区域

二 期間

昭和五十六年六月一日から同年七月十日まで

鳥取県告示第四百四十六号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定に基づき

設置する都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津及び大字下浅津並びに東郷町大字藤津

三 変更に係る区域

東伯郡東郷町大字藤津地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和五十六年五月一日

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

人事委員会規則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 第九条第二項第二号中「七十万円」を「八十万円」に、「五万八千三百三十四円」を「六万六千六百六十七円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

昭和五十六年度内水面共同漁業権者に係る増殖目標量

| 免 許 番 号 | 漁 業 権 者 | 河 川 湖 沼 別 | 魚 種 別 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|------------|--------------|----------------|-----------------|---------------------------|--------------------------|--------------|--------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|----------------------|--|--|--|
| | | | あ 千尾 ゆ | に 千尾 じます | や 千尾 いまわな | う 千尾 ぐい (平方メートル) | は 千尾 え (平方メートル) | こ 千尾 い | ふ 千尾 な | う 千尾 なぎ (キログラム) | わ 千尾 かさぎ (粒) | え 千尾 び (平方メートル) | し 千尾 じみ (ト) | | | |
| 内共第一号 | 千代川漁業協同組合 | 千代川水系に係る河川 | 六二五 | 一〇 | 三〇一 | 〇〇〇五 | 〇〇〇 | 一〇 | | | | | | | | |
| 内共第二号 | 天神川漁業協同組合 | 天神川水系に係る河川 | 三〇〇 | 一一 | 二〇 | 六〇〇 | 二四〇 | 五 | | | | | | | | |
| 内共第三号 | 日野川漁業協同組合 | 日野川水系に係る河川 | 二七五〇 | 一〇 | 六〇一 | 〇〇〇四 | 〇〇〇 | 五〇 | | | | | | | | |
| 内共第四号 | 湖山池漁業協同組合 | 湖山池 | | | | | | 一〇〇 | | | | | | | | |
| 内共第五号 | 東郷湖漁業協同組合 | 東郷湖 | | | | | | 四〇 | | | | | | | | |

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百三十条第三項の規定に基づき、昭和五十六年度における内水面共同漁業権者に係る増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|-----|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 内共第八号 | 甲川漁業協同組合 | 甲川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内共第七号 | 船上山内水面漁業協同組合 | 勝田川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 八 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 八 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 一 こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする(千代川水系、天神川水系及び日野川水系に係る河川に限る。)
- 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】